政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和7年10月末日時点】栃木労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な 取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心より お詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当(国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。) の追加のお支払いを順次開始します。

1 追加給付の対象者

平成 16 年 8 月 1 日以降、平成 31 年 3 月 17 日までに失業者の退職手当を受給した方 ※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2 追加給付の進め方

- i 失業者の退職手当を支給したハローワークで保存している書類により追加のお支払 いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。
- ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、失業者の

退職手当の支給を受けたハローワークを管轄する労働局あてにご返送ください。

- iii 失業者の退職手当を支給したハローワークを管轄する労働局にて「返答書」を受け 取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。
 - ・上記 1 「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の 送付をお待ちください。
 - ・ご自身が対象となるか不明な場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハロー ワークへお問い合わせください

くご注意下さい!>

- 上記「お知らせ」は、失業者の退職手当の支給を受けた八ローワークから郵便 物により送付します。
- それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください(発送の進捗状況については、随時このページでご案内してまいります)。
- 本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。
- 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。
- 不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3 追加給付の進捗状況

- ・ 確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数:77名
- ・ 令和元年 12 月 13 日 追加給付の対象となった方への「お知らせ」の送付が終了いたしました。
- ・ 追加給付のお支払い等を完了した人数:35名
- ※ 上記1「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、 「お知らせ」が届かない場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハロ ーワーク又は下記のお問い合わせ先へお申し出をお願いします。

お問い合わせ先

栃木労働局職業安定部職業安定課(028-678-5486)